

業務用パソコン借入 の一般競争入札における質問に対する回答について

公益財団法人 奈良県地域産業振興センター

	質問	回答
1	USBについて、ディスプレイ接続用のTypeCはUSB TypeA 3ポートと別に必要という認識でよいか。また、パソコン本体で不足する場合はUSB-HUBでの対応が可能との認識でよいか。	どちらもお見込みのとおりです。ただし、USB-HUBはTypeAを拡張する場合に使用してください。（本体にTypeCは必要です。）
2	ポインティングデバイスについて、外付けマウス使用時に機能停止ができること、となっているが、Windows11Proの機能で対応してもよいか。	対応可とします。
3	モニター24インチ程度とあるが、23.8型でもよいか。	可能とします。
4	契約書について、受注者の指定する書式でよいか。発注者の指定書式がある場合、事前に確認することは可能か。	契約書については受注者が作成した書式で協議させていただきます。
5	受注者の責と考えにくい事情（感染症、戦争、急な半導体不足等の社会情勢等）で納期に間に合わない場合、損害賠償や賃貸借期間変更等の協議に応じることはできるか。	ご質問のようなケースでは別途協議の必要があると考えます。現段階での回答は保留とします。
6	機器のデータ消去は、撤去後に受注者指定場所での消去でよいか。またソフトウェアによる消去でもよいか。	可能とします。 （仕様書どおり、消去証明書は必要です。）
7	予算等の都合により契約が解除となった場合、残賃貸借料の精算について協議に応じることはできるか。また、過去に同等の契約について変更または解除となった実績はあるか。	受注者に損害が生じる場合には損害賠償の請求ができる旨仕様書に記載しており、賃貸借料の精算についてはこれに該当すると思われます。なお、過去5年間に同様の契約が解除されたようなケースはありません。
8	仕様書の保守業務について、契約後1年間となっているが、残りの保守についてはリース会社は対応不要で、保守責任もなく、費用も発生しないという認識で良いか。	契約不適合責任、リコール等、一般的に契約行為に伴って生じるものは別として、1年経過後の保守については別発注する予定であるため、以後の保守についてはリース会社は対応不要で、特段の責任や負担は生じないものと考えます。
9	入札書の記載は総額で行うこととなっているが、提出する見積書については月額リース料（税込）となっている。入札金額は借入期間総額の消費税込みの認識でよいか。	お見込みのとおりです。 （入札説明書 6. 入札方法の（1）に記載）
10	内蔵バッテリーを使用しなくても外部電源のみで稼働すること、となっているが、外部電源のみでPC稼働ができるが、メーカー動作保証外になるPCは納品可能か。	メーカー動作保証外になると保守対象外となると思われるため不可としますが、経年等によりバッテリーの容量がなくなったときにバッテリーを外さなくても外部電源を使用して給電できれば可とします。
11	マウスについて、仕様書ではレーザー式となっているが、光学式ではどうか。	仕様書どおり（レーザー式）とします。